

未火葬の遺体がかなり残されており、厚生省としては、それら火葬に全面的にバックアップしたい。その一環として、遺族や葬祭業者に対して、斎場の情報や遺体搬送についての情報提供を今以上に積極的に行う必要があるため、市と共同で相談窓口を神戸市役所内に設置したいとのことであった。国、県とも調整する中で相談窓口については、衛生局斎園課内に設置することとなった。また相談員としては、厚生省から本省職員と神戸防疫所の職員2名が常駐して当たることとなり、斎園課の職員も協力することとなった。

25日に窓口を設置して以来、閉鎖するまでに相談窓口で対応した相談件数は26件でいずれも電話による相談であった。

内容は、遺族からの火葬相談が11件のほか、自治体からの火葬協力の申し出が2件また遺体搬送ボランティアの申し出が3件、その他マスコミ取材等10件であった。

震災による死亡者の火葬業務の目処がついてきた1月31日、火葬相談窓口は閉鎖された。

4 災害救助法に基づく埋葬費の清算

災害救助法の規定では、災害の際に死亡した者について、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、遺体の埋葬（通常は火葬）を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、応急的な措置として、救助実施機関（神戸市）が遺族に代わって行うこととしている。

この場合の火葬内容としては、①棺の支給、②骨つぼの支給、③火葬等の役務提供となっている。

今回の震災においても、各遺体安置所における棺の提供、市内斎場での火葬料金の免除、骨つぼの支給、他都市斎場を利用した火葬を市は行った。

しかし、災害規模が大きく、一時に多くの死亡者が発生し、それに加えて社会システムの混乱もあって市だけでは、遺族が火葬の困難なケースの全てに対して、対応できる状況でなかった。

そのため、遺族に対して、遺体の引き取りと火葬業務を、やむを得ず依頼することが多かった。

そこで、震災による遺体の火葬が一段落した時期から、遺族が実施した火葬に要した経費についても市が実施したと同様に、災害救助法の対象とし、費用弁償が受けられるよう、国、県に対して要望活動を行った。

前例がないとのことであったが、災害の規模や当時の状況を踏まえて、遺族が救助実施機関である市の依頼を受けて実施したケースや市が遺族に代わり葬祭業者に依頼したケースについても、災害救助法の対象となることとなり、実費弁償が可能となった。

しかし、清算事務を開始するに当たっては、参考となる事例がなく、書式の作成についても県の指導を受けながら検討を加えた。また、災害救助法で規定する「混乱期」を何日までするかも、議論があったが、市内斎場における火葬件数、遺体安置所の解消時期等から、2月8日までとした。

遺族に対しては、4月初めに広報紙、マスコミを利用して広報を行った上で、4月11日～4月24日の期間で清算事務の受付を行った。

また、火葬費の清算と合わせて、火葬までの期間のドライアイス等、遺体の保管に要した経費も同時に清算を行った。

なお、災害救助法に基づく火葬費の清算事務は平成6年度事業という県の指導もあり5月末日までに支払いを完了し、終了した。

市が直接遺体を搬送した分、遺族・葬祭業者実施分も含め、災害救助法に基づく火葬費の清算金額の総額は2億500万円となり、その内、遺族清算分は1億2,200万円であった。

5 市営墓園の状況

(1)概 要

14ある市営墓園のうちで、管理事務所を設けている主要4墓園（鴨越墓園、舞子墓園、追谷墓園、西神墓園）の墓園施設及び墓石等については、その立地条件から地震の直撃を若干それたおかげで、大きな被害は免れた。

しかし、道路、参道、擁壁の亀裂並びに道路等への落石が起こり、小規模なものは緊急的に修復した。また、危険な箇所の落石防止対策も随時行った。

主要4墓園以外では、東灘区に立地している魚崎墓地、小林墓地、鬼塚墓地と北区の有馬墓地において、50%以上の墓石の倒壊や墓地の擁壁等に亀裂が入り、一部が崩れたりし、大きな被害が生じた。なお、被害を受けた個所については、平成7年度に復旧工事を実施する。

(2)主要4墓園の施設及び墓石の被害状況

ア 墓石の被害状況

主要4墓園の墓石の被害状況は、別表のとおりである。

震災後早急に被害状況調査を行い墓園の使用者からの問い合わせ等に対応した。

なお、墓石の復旧については、個人財産ということで、各利用者の負担で修復するよう問い合わせに応じた。また、墓石が他の区画や参道に倒れた場合には、当事者間の了解の下、墓石の所有者で除去するよう対応した。この他、市内の石材業者に対して、墓石の修復に当たっては適正な料金で施工するよう要請するとともに、復旧工事に伴う施工手続きの簡素化や廃材置場を園内で設置し、復旧作業の迅速と経費の軽減にも配慮した。

墓石の状況は、主要4墓園では90%以上が復旧している。

イ 施設の被害状況

(ア) 鴨越墓園

鴨越墓園においては、2個の大きな落石が墓園南門からさつき地区へ向う道路面に落下し、旧墓地65区においても落石があり、また、旧墓地21区の石積が一部崩れた。

(イ) 舞子墓園

舞子墓園においては、納骨堂の正面の階段の欄干（コンクリート製手すり）の損壊、墓園隣接家屋間の擁壁崩壊、道路墓域内の亀裂等があり、また事務所でも一部亀裂等があった。